

居宅介護支援事業者 聖和ケアプランサービス

運 営 規 程

(事業の目的)

- 第1条 医療法人せいわ会が開設する居宅介護支援事業者聖和ケアプランサービス(以下「事業者」という。)が行なう指定居宅介護支援事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。
- 2 指定居宅介護支援事業の提供に当たる従業者(以下「従業者」という。)が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等(以下「要介護者等」という。)に対し、在宅サービスの適切な利用等が可能となるように、心身の状況、置かれている環境及び意向等を勘案して居宅サービス計画を作成し、在宅サービスの提供が確保されるように事業者等の連絡調整やその他のサービスの提供を行なう。又、要介護者等が介護保険施設に入所する場合に、介護保険施設への紹介その他のサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の従業者は、前条の目的を達成するに当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 2 事業所の従業者は、事業の提供に当たっては、要介護者等の意思及び人格を尊重し、常に要介護者等の立場に立って、提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないように公正中立に行なうものとする。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行なう事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。
- ① 名称 医療法人せいわ会 聖和ケアプランサービス
 - ② 所在地 小郡市津古字半女寺1470番地の1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

- 第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数は次のとおりとする。
- ① 管理者 (介護支援専門員と兼務できるものとする) 1名
管理者は従業者の業務及び管理を一元的に行なうものとする。
 - ② 介護支援専門員(管理者を含む) 4名以上
介護支援専門員は、要介護者等からの相談に応じて、その要介護者等の心身の状況等に
応じた適切な居宅サービスの作成、指定居宅サービス事業者との連絡調整を行なう。
又、必要時には施設サービスが利用できるように講じ、介護保険施設等との連携を図る。そ
の他、各種相談に対しては、関係市町村や保健福祉環境事務所等と連携を図り、総合的な
サービスの提供に努めるものとする。
 - 2 介護支援専門員1人の担当するその数の上限は、介護保険法に定められた基準に準ずる
ものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする

- ① 営業日 月曜日～土曜日とする。但し、祝祭日、12月31日～1月3日は除く。
- ② 営業時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時までとする。
土曜日 午前9時～午後12時00分までとする。

(居宅介護支援事業の提供方法、内容及び利用料その他の費用額)

第6条 介護支援専門員は、定期的又は随時、要介護者等宅を訪問し、心身の状況等その課題を分析し、支援を行なうものとする。

- ① 相談を受ける場所：第3条に規定する事業所内の相談室、要介護者等宅
 - ② 課題分析の種類：包括的介護支援プログラム
 - ③ 居宅訪問の頻度：月1回以上
 - ④ サービス担当者会議の開催場所及び頻度：第3条に規定する事業所内の相談室や関係事業所の相談室等、要介護者等宅など個人情報保護が図られる場所を活用する。計画の新規作成時、要介護認定を受けている要介護者等が、要介護認定の更新を受けた場合や区分変更の認定を受けた場合にはサービス担当者会議の開催を行なう。
- 2 居宅介護支援を提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める介護報酬告示の額とし、要介護者等の負担は発生しない。
- 但し、通常の事業実施地域を越えて行なう当該居宅介護に要した交通費はその実費を徴収する。その場合、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。
- ① 事業所から、片道おおむね5km未満 300円
 - ② 事業所から、片道おおむね5km以上1km増すごとに100円]
- この規定した交通費の支払いを受けるにあたっては、あらかじめ、本人又は家族に説明を行ない、同意を得ておくものとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、小郡市、筑紫野市、朝倉郡筑前町の地域とする。

(事故及び非常災害の対策)

- 第8条 従業者は事故及び地震や火災等の非常災害に際し、要介護者等の人命の安全確保を最優先とした避難、誘導等の措置をとらなければならない。
- 2 従業者は消火器、消火栓等の消火設備、救急品、避難具等の備え付け場所ならびその使用方法を熟知しておかなければならない。
 - 3 従業者は事故発生時及び非常災害を発見又はその発生の危険性を察知したときは、臨機の措置をとるとともに、当該状況を管理者もしくは他の従業者に連絡し、所轄消防機関等に通報するなど適切な措置によりその被害を最小限にとどめるように努めなければならない。
 - 4 消防法第8条に規定する法人の防火責任者による、非常災害に関する具体的計画(消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画)に基づく消火、通報及び非難訓練(年2回実施)等の消防業務への参加を行なうものとする。

(個人情報保護に関する事項)

第9条 従業者は個人情報保護に際しては、当法人が定める「個人情報の保護に関する規則」および「個人情報の保護に関する法律」「同施行令」「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」に基づき、要介護者等又はその家族に関する個人情報を適切に取り扱い、信頼される事業所であるよう惜しまぬ努力を続けていくものとする。

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者等又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業所は、従業者であった者に業務上知り得た要介護者等又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を漏らすことがないように必要な措置として、確約書を取り交わすものとしている。

(苦情処理)

第10条 提供したサービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口等を設置し必要な措置を講ずる。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - ② 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - ③ 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催
 - ④ その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定に関する事項)

第12条 事業所は、感染症や非常災害発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下、「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

- 2 事業所は、従業員に対し、当該業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的(年2回)に行うものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症の予防及びまん延の防止に関する事項)

第13条 事業所は、事業所において感染症が発症し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備すること。
- ③ 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的(年2回)に行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 事業所は、従業者の資質の向上を図るための研修や健康管理の機会を次のとおり設けることとし、これに係る業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後1カ月以内

② 継続研修 年2回

2 従業者は、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持させるため従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、従業者に対して毎年1回は定期的健康診断を受ける機会を設けて、従業者の健康管理に努める。又、臨時に行なう健康診断や伝染病予防のために行なう検査及び予防接種も同様である。

5 事業所は適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動、優越的な関係を背景としたものにより従業者の就業環境が害されることを防止、顧客等からの暴行、脅迫、暴言、不当な要求等の著しい迷惑行為に関して、事業主は、相談に応じ、適切に対応するための体制の整備や被害者への配慮の取組を行うことや被害を防止するための取組を行うことの明確化した必要な措置を講ずる。

6 この運営規定については、医療院内での書面掲示、ウェブサイト(法人のホームページ若しくは情報公表システム上において)にて閲覧できるものとする。

7 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人せいわ会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

この規定は、令和5年11月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。